

独占禁止法研究会報告書の概要

平成29年4月

独占禁止法研究会の概要

(開催の趣旨)

- ・課徴金制度は、制度導入から約40年が経過
- ・その間、経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化が進展
- ・経済・社会環境の不断の変化にも対応し得る課徴金制度の在り方について検討

(開催状況)

- ・平成28年2月から平成29年3月末までに計15回の会合を開催
 - ・第2回会合～第5回会合 有識者、関係団体等からのヒアリング
 - ・第6回会合 論点整理(平成28年7月～8月に論点整理についての意見募集)
 - ・第7回会合～第11回会合 各論の検討
 - ・第12回会合～第15回会合 報告書(案)の検討・報告書の取りまとめ

(研究会会員)

座長	岸井 大太郎	法政大学法学部教授	黒木 麻実	(公社)全国消費生活相談員協会関西支部副支部長
座長代理	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授	佐伯 仁志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	井手 秀樹	慶應義塾大学名誉教授	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	井上 隆	(一社)日本経済団体連合会常務理事	中原 茂樹	東北大学大学院法学研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会事務局次長	向 宣明	桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士(パートナー) 日本弁護士連合会独占禁止法改正問題ワーキンググループ事務局長
	大沢 陽一郎	株読売新聞東京本社編集局次長		
	大竹 たかし	シティユーワ法律事務所 弁護士(オブ・カウンスル) 元東京高等裁判所部総括判事	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科客員教授
			柳川 範之	東京大学大学院経済学研究科教授
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授	若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授

報告書のポイント

硬直的な課徴金制度の改善

1 算定方法の硬直性に起因する問題への対応

・売上額がない外国の違反行為者に対しても、課徴金を課することができるようにする(国際市場分割カルテル等)など、複雑化する経済社会に応じて適正な課徴金を課せるようにする。

2 調査協カインセンティブを高める制度の導入

・課徴金減免申請をした事業者について、より調査に協力した事業者が、より高い減算率を得られるようにするなどして、事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大する。

手続保障の見直し

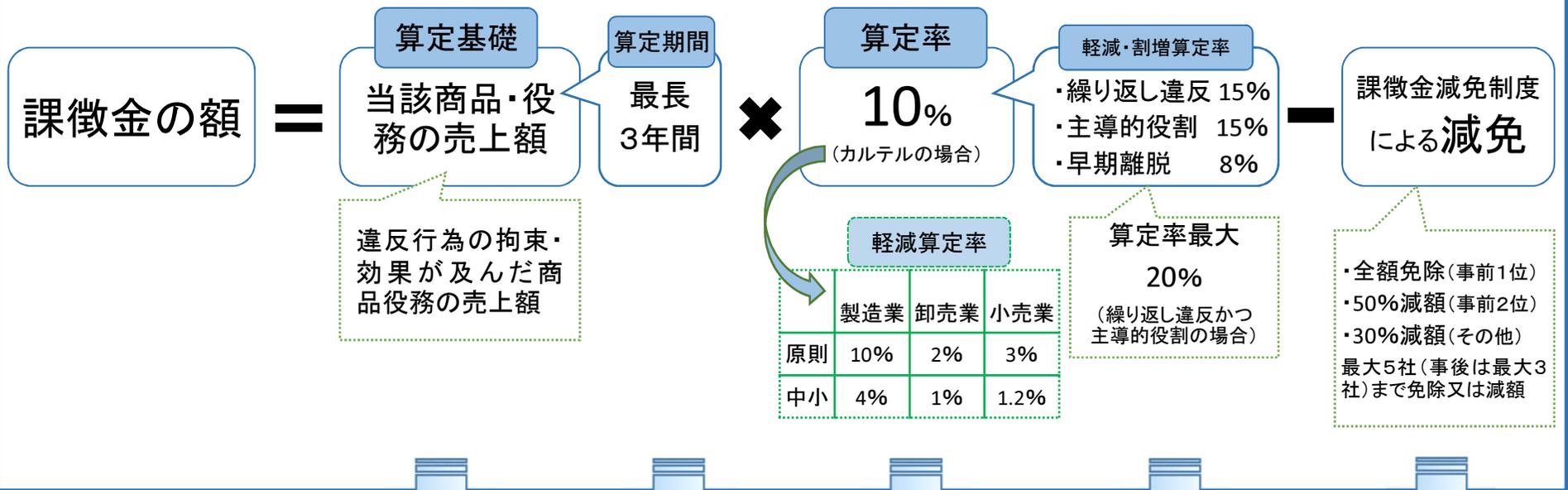
3 新制度をより効果的にワークさせるための手続保障

・新たな課徴金減免制度の利用に係る弁護士と事業者との間のコミュニケーションに限定して、運用により秘匿特権(※)に配慮する。

(※)ここでいう「秘匿特権」とは、弁護士とその依頼者との間における一定のコミュニケーションについて、当該依頼者が調査当局に対する開示を拒むこと等ができるという、いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権を指す。

現行制度とそれに対する報告書の結論

◆ 我が国の現行課徴金制度は、法定された算定方式に従って一律かつ画一的に算定・賦課するもの。(=硬直的な算定方法)



報告書の結論
(主なもの)

- 国際市場分割カルテルにおける外国事業者等, 売上額のない違反行為者に対応
- 算定期間の上限の撤廃又は延長
- 業種別算定率の廃止
➢ 中小企業算定率の適用対象の適正化
- 調査妨害行為に対して課徴金を加算する制度を導入
- 調査協カインセンティブを高めるため, 課徴金減免制度を拡充

主要な論点についての報告書の結論

○課徴金制度の見直しの方向性

- 一層進展する事業者の経済活動や企業形態のグローバル化・多様化・複雑化や、経済・社会環境の不断の変化に対応するためには、また、事業者に調査協カインセンティブを与えるためには、課徴金制度に一定の柔軟性を認めることが適当
- 上記のような制度は、一定の範囲で公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量を認める制度となるが、①過去の違反行為に対する道義的責任・非難ではなく、将来の違反行為の抑止という展望的な行政目的を達成するために合理的であること、②違反行為に対して刑事罰に加えて課徴金を賦課することが著しく均衡を失って過重となり比例性を欠かないこと、③行政の恣意が実体要件と手続により排除されること等の原則を満たす限り、そのような制度の導入により憲法第39条（二重処罰の禁止）などの憲法問題は生じない
- 上記①から③を踏まえると、少なくとも、諸外国のように当局の広範な裁量に問題の解消を委ねる方法ではなく、可能な限り問題を解消するための対処規定を個別に設け、公正取引委員会がその専門的知見により事案に応じて個別に課徴金の算定・賦課の内容を決定する裁量は、それによらなければ解消できない範囲に限定して認める方法を採用する限り、憲法問題が生じることはない
- 具体的な制度設計に当たっては、上記①から③のような点に配慮しながら、現行課徴金制度の問題を解消できるよう、また、違反被疑事業者の従業員等が供述聴取に応じる負担を軽減する等の観点から、過剰な要件や立証負担の見直し及び手続保障の整備も含め、事業者と公正取引委員会が協力して効率的・効果的な実態解明・事件処理を行う領域を拡大できるよう、留意する

○現行課徴金制度の法的位置づけ

- 現行課徴金制度は、「違反行為を抑止するために行政庁が違反行為者等に対して不当利得相当額以上の金銭的不利益を課すもの」であり、報告書で示された見直しの方向性は現行制度の趣旨・目的の範囲内での改正と評価
- 違反行為の抑止という行政目的を達成する観点から、違反行為の抑止に不十分と認められるような事態が生じた場合には、制度設計の見直しを含めて必要な措置が講じられるべき

主要な論点についての報告書の結論

○課徴金の算定・賦課方式の基本的な枠組み

- 課徴金の算定基礎となる売上額の見直し
 - ・機動的・効率的な運用を確保するための売上高の規定の見直し（例：カルテル、談合事案の「当該商品又は役務」の売上額に係る相互拘束・具体的競争制限効果要件の撤廃等）
 - ・売上額がない場合（国際市場分割カルテル等）の算定基礎を、利得を観念できる類型ごとに法定化（事前に想定し切れないものについては、一般的規定や政令への委任で対応）
 - ・売上額が課徴金制度の趣旨・性格に照らして必要な範囲を超えると認められる場合（例：諸外国の制裁金等の対象となる商品の売上額と重複する場合等）、公正取引委員会が必要と認める範囲で売上額を控除
- 算定期間の上限（3年間）撤廃又は延長，必要に応じて基本算定率の見直し
- 業種別算定率の廃止，中小企業算定率の適用対象の適正化
- 繰り返し違反・主導的役割への加算は原則維持，早期離脱の減算は課徴金減免制度に取り込んで廃止
- 課徴金納付命令の義務的賦課は原則維持

等

○調査協力インセンティブを高める制度

- 現行課徴金減免制度の拡充
 - ・課徴金減免制度の適用事業者数の限定（最大5名）や申請期限（調査開始後20営業日まで）を撤廃
 - ・事業者が提出する証拠の価値等に応じて公正取引委員会が一定の幅の中で減算率を決定
 - ・継続協力義務（公正取引委員会に速やかに情報提供すること，公正取引委員会による供述聴取に応じるよう従業員等に命じること，減免申請した事実・内容を第三者に明らかにしないこと等）の導入
- 調査妨害行為に対する課徴金の加算制度の新設，検査妨害罪の法人に対する罰金刑の引上げ

等

○新制度の下での手続保障

- 新たな課徴金減免制度の利用に係る弁護士と事業者との間のコミュニケーションに限定して，実態解明機能を損なわない範囲において，証拠隠滅等の弊害防止措置を併せて整備することを前提に，運用により秘匿特権に配慮

等

※ 公正取引委員会の専門的判断に委ねる部分は下線部分に限定